

2021 年 2 月 1 日 NO.301	京浜ユニオン ニュース	労働組合・京浜ユニオン 〒144-0051 東京都大田区西 蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 03-6885-9380 振込口座 中央労働金庫蒲田 支店 8655997 京浜ユニオン
-----------------------------	------------------------	--

東京互光第 6 回団交の感想

本日(1/28)東京互光(株)本社 4 階で第 6 回団体交渉が行われた。

会社が依頼した弁護士も参加すると事前に聞いていたがその様な事も無く、従来通りの面子での交渉となった。

京浜ユニオンから前もって出していた要求書の優先順位が高い内容を先に討議し、それに付き会社が回答する形を今回の団交で初めて取り入れる事ができた事は、不毛な言い争いや、それに伴う時間の浪費を避けられたという意味で一步も二歩も前進できたと思います。「私物を使用しての会社の業務遂行の対価」に付いての自分からの再提示額を会社も支払う事を了承したが、「超過勤務」時の実働時間分の請求の件はお互い話がうまく噛み合わなかった事により今後も議題継続となり、本社出勤時の「インターネット環境での作業」に関しては会社側は検討するとの事でした。

又会社が本社に自分の机を置いてくれない間、PC や自分の私物を格納するロッカー(小)等の設置に付いては基本細田部長が預かるという大体の線決まりましたが、他の件は話し合うための残された時間も余り無い事より殆ど保留持ち越しとなった中で、要求していた「雇用契約書」に「移動距離として 1 時間半を超える現場」は会社と自分(有馬)の双方での話し合いで決める事に付いては会社としては了承するとの事でした。

感想としては、会社も以前より問題を解決していこうとの思いは感じられましたが、未だ根本的な会社が命じた仕事を遂行していく上の必須の条件であるタイムカードと机と仕事を遂行する固定の空間の設置など会社が当たり前提供すべき条件を勝ち取る迄はユニオンと共に粘り強く要求していこうと強く思っています。

2021 年 1 月 28 日
有馬 利一

会社は社員の自主退職をねらって休業補償の賃金 39%で兵糧責め

抗して民法 536 条を主張して裁判へ

去年の 4 月 4 日から自宅研修が始まり、同月 24 日に会社から同月 27 日から給与の支払方法を労働基準法 26 条に従い、給与の 60%×労働日数約 60%を休業手当として支払うと言う内容でした。

コロナウイルスの影響で会社が労働基準法 26 条を主張して休業手当での支払いだけで済ませようと言う思惑があるものと思いました。

今までの給与の 39%程度から更に今までと同額の社会保険料を控除されるのでは生活をして行けなくなると思い、解雇を提案したのですが、会社は解雇はしませんとの回答をして来ました。

会社は休業手当さえ払えば、何も法に触れないので、従業員の生活が困窮しようと、幾分、生活して行くのに楽になると思い解雇を提案したのも拒否し、方針を換える気はないようでした。

そこで私は何か方法はないかとインターネットで検索していたところ、民法 536 条を見つけて、私に当てはまるか内容を確認してみました。会社はコロナウイルスの影響で休業をお願いすると言ってきましたが、会社全体にしてみれば影響はあったのでしょうか、私個人が影響を与えたものではなく、私はコロナウイルスが流行した為に派遣先から帰らされた訳ではありません。既にコロナウイルスが流行し始めた時から派遣されていなかったのです。

民法 536 条によると会社側の故意・過失、又は信義則上これと同一視すべき事由とされており、私の場合は会社側の過失に当たると思います。労働基準法 26 条ではそれよりも広い概念であり、使用者の故意・過失、業務上の障害、天災地変、もしくはこれに準ずる程度の不可効力によるものも、会社側の責任に該当するとされています。ですのでこのまま民法 536 条を主張して、会社に主張を押し通すつもりです。

第 3 回簡易裁判は 2 月 25 日、東京簡易裁判所(日比谷)。

京浜ユニオン日程

- 2 月 4 日(木)例会 午後 6:30 西蒲田事務所
- 11 日(木)運営委員会
- 18 日(木)運営委員会
- 25 日(木)運営委員会
- 3 月 4 日(木)例会(→議案書完成へ)
- 11 日(木)運営委員会→ 大会準備作業
- 14 日(日)第 29 回定期大会(13:30～、生活センター(予定))

宗教団体系付属中野幼稚園との話し合い報告

ありえない！契約書を勝手に作ったといいがかり！

1月26日、K先生の退職勧奨について、最初の話し合いが宗教団体系付属中野幼稚園の園長・副園長ともたれた。

園側は解雇理由として園児の減少をあげたが、牧師である副園長は驚いたことに、園とK先生の雇用契約書について「こちらが作成したものではない。Kさんが作成したものかな」と雇用契約書をKさんが捏造したかのような発言をした。

自分たちで作っておきながら雇用契約書の中の「無期雇用」が気に入らないのか、有期雇用にしておけば、雇止めですんだと思ったのかしらないが、偽造を主張してきた。K先生が園の印鑑をもちだして勝手に押してつくったとしたら、私文書偽造の犯罪だ。K先生の名誉を棄損する暴言だ。

教会の牧師が教会の本堂で、イエス・キリストの十字架の前で平然と嘘をつく。ありえない展開に。次回は2月15日・16日のいずれかで団交を行うことで合意した。

学校への変形労働時間制導入を許さない闘いを 8時間労働を崩すな！

2016年度の文科省調査で、公立の小学校教諭の82%、中学校教諭の89%が月45時間の上限を超えていたことから、働き方改革の議論が高まった。しかし業務の精選や教員定数の見直しは進まず、うつ病などの精神疾患で休職する教員は増加し続け2019年度は過去最多。2020年度はコロナ対策(長期休校による学習の遅れの挽回や感染防止のための消毒作業など)で教員業務は激増し、休職教員の補充ができない学校も少なくない。

ところが政府・文科省は根本的な対策をとらないまま、「一年単位の変形労働時間制」を2019年12月に国会で成立させた。学校が忙しいときは一日10時間労働にして暇な夏休みにまとめて休めというもので、長時間労働を追認するものでしかない。狙いは数字上の残業減らしと8時間労働崩しだ。今年4月1日から施行となるが、導入するかどうかは各自治体が判断し、導入する場合は条例を制定しなければならない。その際、労働条件の変更は組合との交渉事項であるので、学校現場の圧倒的な反対の声を活かして交渉に臨むよう各教職員組合に地域からエールを送ってほしい。

東京都をはじめ導入を目論んでいる自治体がある。北海道や徳島県など導入を決めた自治体もあるが、闘いは続いている。その一方で導入反対の意見書を採択する議会もあり、心強い。

教員採用試験の受験者数が減っている。変形労働時間制はその流れを加速し、学校現場での病気休業、過労死を生み出す要因となる。働く者と子どもたちのために頑張り合おう。

労働者協同組合ができる

企業に雇われない働き方ができる。昨年の秋の国会で可決され、2020年4月までに施行される「労働者協同組合法」によって、新しい形の働き方ができるようになる。

働く人が自ら出資し、事業の運営に携わる協同労働という仕組みの組織を法律が法人格として認めることになった。

倒産企業で労働組合が自主生産する場合、これまでは、会社法人を立ち上げて委員長が社長になり、株式会社に衣替えしないと存続できなかったが、これからは、それぞれが、退職金の一部を出して、協同組合をつくり、生産し、利益を平等に分配することが可能になった。

日本でも協同労働の理念をもった会社が(今は会社だが)訪問介護や学童保育、農産物加工品の販売などに広がっている。協同労働に近い団体として生協や「中高年雇用福祉事業団」がある。

東京新聞で紹介された例は次の通り。

「創造集団 440Hz」

創業メンバー4人はすべて、不登校や引きこもりの子らが通うフリースクール「シューレ大学」の卒業生。東京新宿。上下関係のない職場。2010年設立。形式上、石本さんが社長。設立当時は法案整備がなかったので、株式会社を選んだ。映像やウェブデザインを制作する。

無茶茶園

愛知県西予市。みかんの栽培と販売会社。30年前に設立。その後若者育成塾や介護施設などを創設。職場の働き方や運営は協同労働の方式を採用。「一人1票の働きがい」

「まめのき」

豊島区カフェ。障害や働きづらさを抱える人が、就労に必要な能力を見に付ける自立支援の場。

「あぐりーん東京」

大田区飲食店等から廃食油を集めてバイオディーゼル燃料を作っている。バイオマス地域福祉事業所として運営。引きこもりやニートの若者などを受け入れる若者自立支援の場。

課題は採算を十分考え、安定的に活動を継続できるようにすること。

労働者協同組合法

①組合員が出費②組合員の意見を反映③組合員自ら事業に従事の3原則に基づいて運営されると規定。官庁の認可は必要ない。3人以上の発起人がいれば設立できる。労働契約を結ぶので最低賃金が適用される。(渡辺)

労働組合
組合員 各位
協力会員

2021年 2月 1日
労働組合 京浜ユニオン
運営委員長 開田 泰憲

労働組合 京浜ユニオン 第29回定期大会のご案内

3月14日(日曜日)午後1時半から、JR蒲田東口の大田消費者生活センターで、第29回の京浜ユニオン定期大会を開催します。当初13日(土曜日)の夜を予定していましたが、コロナの関係で夜間の施設貸し出しが中止になることを考え、日曜の昼間に変更しました。

安倍からつづく菅政権の経済利権優先の政治のおかげで、年末年始にコロナが去年の4倍に激増。その原因が医師会や国民の多数が反対していたGOTOキャンペーンの強行にあったことははっきりしています。このような民意とかけはなれた政権にはNO!を突きつけたい。

そのためには私達のユニオンのような組織が全国津々浦々に広げ、社会改革の声をあげなければならないと思います。

この数年労働相談からユニオンに加入し、争議に勝利し引き続きがんばっている仲間。年明け早々、退職勧奨や契約期間前の契約解除をされ、闘いに立ちあがった仲間がいます。そしてユニオン結成以来の仲間。初期のころの仲間がいます。15年の時をすぎて戻ってきた仲間もいます。そんな私達が力をあわせて、すこしでも社会を職場を明るくしていきましょう。暮らしやすい社会にいきましょう。

労働運動では関西生コン支部への憲法違反の異常な弾圧が今も続いています。働く者の団結で、はねかえしましょう。

憲法改正は安倍退陣で一步後退したものの、引き続き改憲反対の声をあげつづければなりません。

民意を無視した辺野古基地建設や危険な原発の再稼働をゆるさない。

私たちの力はまだまだ弱いけれど、団結を深め、団結を広め、力をつけていくことが必要です。

そのための新たなスタートとなる大会です。会員・協力会員のみなさんの参加をお願いします。友好労組の皆さんの参加をお願いします。

私達はこの大会で、一年の活動の総括をし、さらなる前進の足掛かりを築いていきたいと考えています。

御出席できない時はメッセージをお寄せいただければ幸いです。

記

日時 2021年3月14日 日曜日 午後1時開場 1時半開始
場所 大田区立消費者生活センター2階 (JR 蒲田駅)
連絡先 (電話・FAX番号)03-6885-9380

ユニオン行動日程

日時	場所	取り組み
2月4日(木) 7:00～13:00	サンケン電気本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(7:00 志木駅前集合、7:15 サンケン電気本社前、9:00 志木駅前、12:00 サンケン電気東京事務所前)
2月10日(水) 9:00～10:00	日比谷線神谷町駅徒歩5分	ユナイテッド航空 米国商工会議所前行動
2月11日(木) 7:00～13:00	サンケン電気本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
2月18日(木) 7:00～13:00	サンケン電気本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
2月19日(金) 18:30～	国会議員会館前	19日の日行動(主催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会)
2月25日(木) 7:00～13:00	サンケン電気本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
2月26日(金) 18:00～19:00	品川駅港南口	JAL争議団 都内6駅頭宣伝行動
2月27日(土) 14:30集合	成田第1ターミナル出口	ユナイテッド航空 成田空港就労要求行動

- *無理のない範囲でのご参加をお願いします。
- *ご参加いただける場合はマスクの着用をお願いします。
- *各行動は状況により延期・中止になる可能性があります。

2021年1月23日

取材・報道依頼

一憲憲憲、一更内角 土難件

酒器事軒志同合門\角

湖A スーオスマ門\角 門\角 区新野京東

1677-8028-80 fax 1774-8028-80 167

野村羊子といっしょにつくる三鷹の会(三鷹市議会議員 野村羊子)

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-33-7-401

Tel:090-7254-2652 Fax:0422-72-2425

E-mail:issyonokai@nomura-yoko.net

URL:http://www.nomura-yoko.net

チラシ・ポスティング訴訟 全面勝訴確定！

この裁判は、市議会議員の政治団体「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会」のニュースが、自宅ポストに投函されたことにより精神的苦痛を被ったとして、2019年1月にその政治団体が住民に訴えられた民事訴訟です。

ポスティングは、立川や葛飾事件の判決が出た際に「住居侵入」とのみ報じられた結果、「チラシお断り」の意思表示がある場合、集合住宅のエントランスに立入り、集合ポストへの投函は違法行為のように捉えられています。

しかし、今回の一審判決は、

「チラシお断り」でも、エントランスへの立入りは違法ではない。チラシ1枚の投函は、受忍限度内で不法行為ではない。

という画期的な判決でした。それが最高裁特別上告棄却により確定しました。

2019年7月17日の武蔵野簡易裁判所一審判決は、「関係者立ち入り禁止」の表示があったとしても、チラシを配布する目的で集合住宅のエントランスホールに立ち入ることは不法行為にあらず、「チラシお断り」の意思表示がされていても、ポストにチラシを1枚投函することは慰謝料請求に当たらないと原告の訴えを棄却する判決でした。

2020年2月27日の東京地方裁判所控訴審の判決では、一審判決を認め、改めて、「管理組合の意向及び控訴人の意思に反する行為」であっても玄関部分に立ち入ることは「直ちに違法」とは言えず、紙1枚の活動報告の投函は社会通念上受忍限度を超えるものではないとして、控訴を棄却しました。

2020年9月23日、東京高等裁判所上告審は「原判決は正当」として棄却。2021年1月22日、最高裁判所特別上告も「特別上告の事由に該当しない」と棄却、一審請求棄却判決が確定されました。

チラシポスティング訴訟の経緯

- ◆2018年11月20日「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会ニュース no115」発行。12月末にかけて三鷹市内に8万枚を、ボランティア40人によってポスティングを行う。
- ◆11月29日付け、住居侵入による「犯罪者の氏名開示要求」の内容証明が住民から届く。拒否する旨の回答を送付。その後数回にわたり、内容証明でのやりとり。
- ◆2019年1月18日付け武蔵野簡易裁判所に損害賠償請求10万円の訴訟が住民によって提起される。
- ◆7月17日 原告の請求を棄却する旨の判決（内山理裁判官）。
- ◆7月25日 原告は東京地方裁判所に控訴。
- ◆2020年2月27日 控訴棄却判決（金沢秀樹裁判長）
- ◆2020年9月23日 東京高等裁判所上告審棄却判決（野山宏裁判長）
- ◆2021年1月22日 最高裁判所第二小法廷特別上告棄却（菅野博之裁判長）

労働と貧困 2020 年 12 月(出所は朝日・毎日)

2 日 立ち食いそば店「名代富士そば」の運営会社が従業員を 1 カ月以上休業扱いとし、その間の休業手当について雇用調整助成金(雇調金)を申請していたことがわかった。

4 日 組合員が資金を出し合って運営にも関わる「労働者協同組合」と呼ばれる非営利の法人形態を新たに認める法律が参院本会議で全会一致で可決、成立した。

8 日 個人事業主が労災保険に特別加入できる制度で俳優など芸能従事者・アニメーター・柔道整復師の 3 業種を追加する方針を、厚生労働省が労働政策審議会の部会に正式に示し、大筋了承された。来年度にも実施する見通し。

14 日 首都圏の元作業員と遺族ら 337 人がアスベスト(石綿)を吸って中皮腫や肺がんになったとして国と建材メーカー42 社に計約 120 億円の賠償を求めた裁判で最高裁が国の上告を退け、国に約 22 億 8 千万円の賠償を命じた二審・東京高裁の判決が確定。

22 日 文科省の調査によると、うつ病など「心の病」が原因で、2019 年度に休職した公立小中高・特別支援学校などの教職員が 5478 人、18 年度に退職した公立学校教員が 817 人いて、ともに過去最多だったことが分かった。

24 日 テレワーク(在宅勤務)中の労災について毎日新聞が主要企業 126 社にアンケート調査をしたところ、少なくとも 8 社で労災手続き申請、うち 1 社で 2 件の労災が認定。

24 日 公正取引委員会と厚生労働省が企業など組織に属さずフリーランス(個人事業主)として働く人を保護するためのガイドライン(指針)案を公表。フリーランスとの契約は独占禁止法や下請け法の対象になるという考えを初めて明文化。発注時には取引条件を明確にする書面を取り交わすよう求めた。

25 日 厚生労働省によると 11 月の有効求人倍率(季節調整値)は前月より 0.02 ポイント高い 1.06 倍。11 月の新規求人は、前月より 9.2%増、前年同月比(原数値)21.4%減。産業別では宿泊・飲食サービス業 34.7%減、情報通信業 33.4%減。総務省によると 11 月の完全失業率(季節調整値)は 2.9%で、前月より 0.2 ポイント低下。完全失業者数は前月より 16 万人減の 198 万人。

26 日 厚労省が「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」といったメッセージをウェブサイトに掲載。

30 日 朝日新聞の 11~12 月の世論調査でコロナ拡大後に生活が苦しくなっていると「感じる」人は「大いに」12%、「ある程度」39%。「感じない」は「あまり」40%、「全く」7%。(迫田)